

○国立大学法人埼玉大学男女共同参画室規則

〔平成21年7月23日
規則第35号〕

改正 平成22. 5.27 22規則37 平成24. 6.21 24規則3
平成28. 3.29 27規則80 平成29. 3.28 28規則37

(趣旨)

第1条 国立大学法人埼玉大学学則第13条の4の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学(以下「本学」という。)に、男女共同参画室(以下「参画室」という。)を置く。

(目的)

第2条 参画室は、本学における男女共同参画、次世代育成支援対策の推進及び女性研究者がその能力を発揮するために必要な研究環境の整備等の支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 参画室は、前条の目的を達成するため次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画の推進方法の企画立案及び実施に関すること。
- (2) 男女共同参画の現状分析、評価及び公表に関すること。
- (3) 男女共同参画の推進のために必要な啓発活動に関すること。
- (4) 次世代育成支援行動計画に関すること。
- (5) 女性研究者の研究支援策の企画立案及び実施に関すること。
- (6) その他参画室として必要な業務に関すること。

(組織)

第4条 参画室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長
- (2) 学長が指名する者

2 前項第2号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による室員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 男女いずれか一方の室員の数は、室員総数の10分の3未満であってはならない。

(室長)

第5条 参画室に室長を置き、前条第1項第1号の理事又は副学長をもって充てる。

2 室長は、室を主宰する。

3 室長に事故あるときは、あらかじめ室長の指名した者がその職務を代行する。

(部会)

第6条 参画室に男女共同参画推進部会及び女性研究者支援部会を置く。

2 部会に主査を置き、室長が指名する。

(事務)

第7条 参画室の事務は、総務部人事課及び研究協力部研究推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、参画室に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年7月23日から施行する。

附 則 (平成22. 5. 27 22規則37)

この規則は、平成22年5月27日から施行する。

附 則 (平成24. 6. 21 24規則3)

- 1 この規則は、平成24年6月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人埼玉大学女性研究者支援室要項(平成22年5月27日制定)は、廃止する。

附 則 (平成28. 3. 29 27規則80)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29. 3. 28 28規則37)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。